

公開・非公開の別	【開催日】平成 30 年 2 月 2 日（金） 【時 間】9 時 30 分～ 11 時 45 分 【場 所】岸和田市職員会館 2 階大会議室			
公開				
【名称】平成 29 年度第 3 回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
中川	山本（宏）	相川	池内	山本（政）
○	○	○	○	○
《施設所管課》福祉政策課・観光課 《事務局》企画調整部：藤浪部長 企画課：上東課長、貝口参事、井元担当員、濱口担当員				
【議題等】				
1. 浜老人集会所の審査基準について（福祉政策課） 2. まちづくりの館の審査基準について（観光課） 3. 五風荘の審査基準について（観光課） 4. 第 2 回指定管理審査委員会質疑・指摘事項について				
1. 浜老人集会所の審査基準について（福祉政策課）				
所管課から当該施設の概要、審査基準について説明。				
【質疑・意見概要】				
委 員：仕様書 2 ページの 10、情報公開の部分に「管理運営に係る情報の公開に関し必要な措置を講じることとする。」という記載があるが、どのようなことを想定しているのか。				
委 員：情報公開の請求があった際に、適切な対応をとらなければならないことを認識してもらうための項目ということか。				
所管課：そのとおりである。				
委 員：仕様書 2 ページの 9、事業報告書等の提出について、毎年度終了後に事業報告書を提出する旨の記載があるが、年一回の提出だけでよいとの認識なのか。他ではもう少し短いスパンで定期的に事業報告書の提出を求めている施設もあるが。				
所管課：事業報告は密に行っていたのが望ましいため、実態としては半年に一度提出してもらっている。仕様書にも半年に一度、事業報告書を提出していただくよう記載を改める。				
委 員：審査基準に緊急時対策の項目があるが、仕様書に緊急時対策の記載がない。仕様書に記載がないと提案に反映されないのでは、審査対象とするのであれば仕様書にも記載していただきたい。				
所管課：仕様書に記載するよう改める。				
委 員：この施設における教室等の事業はすべて自主事業で指定管理者に行ってもらい、市が実施を求める指定管理業務はないという認識でよいか。				
所管課：そのとおりである。				
委 員：自主事業の健康体操等については、予算が伴うものなのか。				
所管課：講師謝礼等が発生しているかについて、指定管理者にヒアリングしたが、今年度は発生していないと聞いている。				
委 員：審査基準のア「施設の利用に関し、市民の平等な利用が確保されること」の配点が 30				

点とかなり高くなっているが、イ「施設の設定目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができること。」の項目にもう少し重きを置いた方がよいのではないか。

所管課：配点については、一度検討させていただきたい。

委員：自主事業が審査の対象となっているが、仕様書のどの部分が自主事業の提案を求める記述なのか。

所管課：仕様書2ページの6、(1) - ③「前2号に掲げるもののほか、老人集会所の管理に関し市長が必要と認める業務」のところで記載しているつもりであったが、もう少し明確に自主事業について記載するよう改めたい。

委員：審査基準のア-①「新たな利用者への配慮・取組みをしているか」について、浜校区以外の利用者の拡大も含めた視点で採点するという認識でよいか。

所管課：既存の利用者への取組みではなく、今まで施設を利用したことのない人に対する取組みを評価していただきたいと考えている。

委員：ア-①「新たな利用者への配慮・取組みをしているか」とイ-④「利用拡大の取組み内容は適切か」の表現が重複しているように思えるが、どう区別すればよいか。

所管課：ア-①は、平等な利用を図るという観点から、新たな利用者への配慮・取組みに対して評価をしていただき、イ-④は、既存の利用者の要望を把握し更なる利用拡大の取組みが図られているかという視点で評価をしていただきたい。

委員：昭和46年に設置された木造施設ということで耐震性や老朽化について懸念されるが、今後の存続についてどう考えているのか。

所管課：浜校区にとって欠かすことができないコミュニティ施設であるが、市全体の老人集会所という視点として、もっと広い観点から本施設に替わる施設を検討していかなければならないと考えている。

委員：老人福祉という観点から、浜地区には老人集会所があるがその他の地区については、どのような施設がその役割を担うのか。

所管課：地区の公民館や市民センターがその役割を担っている。

委員：各地域のノウハウを共有してソフト事業を充実させていっていただきたい。

委員：審査基準のイ-⑩、⑪、⑫の表現の違いがわかりづらい。またイ-④は既存の利用者からの要望等に対する取組みという説明であったかと思うが、そうであればイ-④はイ-⑤「利用者からの意見・苦情・要望等への対応姿勢は適切か」に含まれているように感じるのだが。

所管課：ご指摘の通り表現が重複しているため改める。

委員：指定管理料に自主事業の経費は含まれているのか。

所管課：含まれていない。

委員：それでは以下の点について再考、改善されたい。

【仕様書に係る指摘事項】

- ・事業報告書の提出の頻度について
- ・緊急時の対策に関する記載について
- ・自主事業の提案に関する記載について

【審査基準に係る指摘事項】

- ・項目アの配点について
- ・項目ア-①とイ-④の表現が重複していることについて
- ・項目イ-⑩、⑪、⑫の表現が重複していることについて

【その他の指摘事項】

指定管理者の自主事業と市の直営事業の棲み分けを明確にされたい。

2. まちづくりの館の審査基準について（観光課）

所管課から当該施設の概要、審査基準について説明。

【質疑・意見概要】

委員：審査基準の工「市施策への協力」の配点が30点と高くなっているが、市として重視する項目であるならば良いかと思う。ただ、入込客数が年々減少していることに対してどう対処していくのかは、気になるところではある。仕様書が前回の募集時と変わっていないが、入込客数の減少に対する問題意識はないのか。

所管課：前回の指定管理期間においては、テレビドラマの効果もあり入込客数は順調であったが、近年は減少してきている。だんじり会館や岸和田城等の周辺施設と連携して相互にPRし利用促進を図っていききたい。

また、施設の所在地が歴史的まちなみ保全地区に設定されているため、地元に対する理解のある地域コミュニティを活用できる団体を指定管理者として選定していただきたいと考えている。

委員：前回と同じような内容で募集をすれば、入込客数が減少している現状と同じような状況が続いてしまうのではないかと危惧している。何か起爆剤となるような施策を実施しないと今の趨勢を変えることはできないと思う。できるだけ様々な団体から提案を受けられるように募集について周知を図られたい。

また、仕様書の中身についても具体的な施策を記載してもよいのかもしれない。

所管課：応募する団体が、当該施設の指定管理者に求められていることをしっかりと把握できるような仕様書になるよう検討したい。

委員：審査基準のア-①「一部の利用者に対して不当な利用制限他、不適當な優遇措置が存在していないか」について、当該施設で利用制限や優遇措置が想定されるのか。

所管課：公の施設であり、住民の利用に供するものとして平等な利用について十分に認識していただいたうえで、事業の提案等をしていただきたいという考えから審査基準の中に盛り込んでいる。

委員：審査基準のイ-③「事業の内容が、収益事業に偏るなどしていないか」について、収益事業としてどんな事業が想定されるのか。現状は、絵葉書のようなものを販売していたと思うが。

所管課：現状は、指定管理者の自主事業として絵葉書の販売やだんじりグッズの販売等を行っている。

委員：審査基準のイ-⑦「地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか」とエ-

③の表現が似ているが、違いをどのように理解すればよいのか。

所管課：イ-⑦については、地元の観光案内に関する知識等、従事する職員の資質向上の取組において地域や関係機関と連携が図られているかという視点で評価していただきたい。エ-③については、本市の観光施策の推進や地域の景観の形成等をしていく過程における、地元の町会をはじめとする団体との連携という観点で評価をお願いしたい。

委員：リスク分担については、市で統一的な基準はあるのか。

所管課：市で統一的な基準はなく、施設の性質に合わせてリスク分担についても設定している。

委員：施設・設備・外溝の経年劣化による維持補修の項目は、まちづくりの館では市がリスクを負担し、五風荘では指定管理者が負担することになっている。また建物・庭園の維持補修に関しては、大規模修繕を除く部分については指定管理者の負担となっているが、大規模修繕が伴う部分については協議事項となっている。ここは行政側がリスクを負担するべき項目ではないか。

事務局：施設ごとの性質があるため、現状では統一的な基準を示しているわけではないが、これまでもリスク分担の在り方についてはご議論いただいている部分であるため、最低限のリスク分担のあり方についてはお示しできるように検討していきたい。

委員：指定管理者となっている全国の民間団体の協議会でもリスク分担については、議論の的となっており、全国的にも課題として広がっていることを認識していただきたい。

委員：仕様書の中身を変更していないとのことであったが、前回の指定管理者のモニタリングにおいて、労務管理の項目で最低評価となっている部分があったかと思うが、仕様書に労務管理に関する記述を加えなくても日常的な指導で次期指定管理者に適正な労務管理を行わせることができるという判断なのか。

所管課：一度検討させていただきたい。

委員：事業計画書等の提出書類の様式も前回と同じなのか。

所管課：前回と同様の書式で提出していただくと考えている。

委員：前回の提出書類に事業実施計画書があり、その中で「※ここでいう事業とは、公の施設において市が主催し指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。」と注意書きがあるが、市が指定する指定管理業務だけではなく、指定管理者が自らの責任と費用で行う自主事業もこちらに記載するのか。

所管課：指定管理業務をこちらには記載していただく。

委員：指定管理業務として市が主催する事業について、応募者に説明はあるのか。また自主事業については、どこに記載するのか。

所管課：施設の現地説明会等で、指定管理業務については説明を行う。提案様式については指定管理業務と自主事業の棲み分けを明確にできるように、書式を修正する。

委員：仕様書の3.管理物件で実施する事業の運営に関する業務に「(5) 歴史的まちなみの調査及び研究に関すること。」と記載があるが、これは指定管理業務と自主事業のどちらなのか。

所管課：指定管理業務として行ってもらおう。

委員：仕様書の1.管理物件の利用に関する業務の中に、集会室の利用者の申込期日は使用日の3日前までとする旨が記載されているが、なぜ3日前までなのか。集会室が空いている

場合は、当日でも申し込み可能とすれば利用者数は増える可能性もあり、仕様書には期限を記載しないほうがよいのではないか。

所管課：集会室の準備の必要性から申込期限を使用日の3日前までとしていたが、仕様書の表現を検討する。

委員：審査基準のイ-①「団体が提案した管理・運営方針は、施設の設置目的を理解した内容であるか」、エ-①「市全体の観光施策・構想等を見据えた事業展開を図っているか」の項目において、指定管理業務と自主事業のどちらの提案に基づいて審査すればよいのかわからない。またイ-②「自主事業の内容が、施設の設置目的や市の管理運営方針にふさわしいものか」との棲み分けも不明確である。

所管課：イ-①が指定管理業務、イ-②が自主事業、エ-①が指定管理業務と自主事業を含めた事業全体が、市の観光施策と同じ方向性であるかどうかを審査していただきたい。

委員：イ-①、②で審査する事業は仕様書の2.管理物件の施設及び設備の維持管理に関する業務の中に含まれるとして、エ-①は仕様書に含まれていない事業も市の観光施策や構想に基づいて審査するということか。仕様書に含まれていない事業も審査の対象となるのであれば配点が高すぎるのではないか。

所管課：所管課としては、集会室の利用など館の管理という視点だけでなく、観光客誘致の観点からもイベント企画等を充実させていきたいため、配点を高くしている。

委員：観光客誘致は、施設の設置目的に含まれているのではないか。観光客誘致のためのイベント等を重視するのであれば、イ-②の自主事業の部分の配点を高くするべき。

委員：自主事業の定義が曖昧なため、指定管理業務との棲み分けをはっきりされたい。また審査基準の審査の視点として「～を考えているか」という文言が散見されるが、考えることではなく実際に実施されることが重要なため、実施される仕組みや体制、その団体の実績等を評価した方がよいのではないか。

委員：それでは以下の点について再考、改善されたい。

【仕様書に係る指摘事項】

- ・適正な労務管理に関する記載について
- ・指定管理業務と自主事業の区別について

【審査基準に係る指摘事項】

- ・項目イ-①、イ-②、エ-①の評価の視点の棲み分けについて
- ・項目エ-①の配点について
- ・審査の視点の文言について

【その他の指摘事項】

- ・応募者が提出する事業実施計画書の書式について
- ・市と指定管理者のリスク分担について

3. 五風荘の審査基準について（観光課）

所管課から当該施設の概要、審査基準について説明。

【質疑・意見概要】

委員：前回のモニタリング時に労務管理の部分で最低評価となっている部分があったかと思うが、仕様書等や募集要項で適切な労務管理について触れなくてよいのか。

所管課：記載について検討させていただきたい。

委員：モニタリング時に確認した事業計画書の内容がかなり乏しいものであったが、事業計画書をきちんとした定型で提出してもらえるように募集の段階で募集要項や仕様書に記載しておいた方がよいのではないか。

所管課：事業計画書については指定管理者が独自に作成し、提出してもらっている。仕様書に記載の事業との対応関係がわかるような書式を検討する。

委員：仕様書で和食店の構築以外にも観光客をはじめとする誘致促進等の業務があるが、前回のモニタリング時に確認した事業計画書では、それらの業務についての記載が見当たらなかった。単にイベント等の記述を羅列しているのみで、こういった目的でその事業を実施したのかがわからなかったため評価がしづらかった。

委員：仕様書の3.(4)「地域コミュニティの形成に向けた方策を実施すること。」と記載があるが、具体的にはどのような事業を想定しているのか。

所管課：例えば、現在の指定管理者が自主事業の中で、ソフトボール大会を開催するなど地域貢献のために実施している事業がある。現在も地元町会とは良好な関係にあることから、次期指定管理者にも町会との関係を含め、地域に根差した事業を行っていただきたいことから実施する業務として位置付けている。

委員：審査基準の工-①「岸和田城周辺における観光の核となる食文化の発信の拠点としての取組みはなされているか」、②「岸和田城周辺に賑わいをもたらす活性化する取組みはなされているか」、④「市全体の観光施策・構想等を見据えた事業展開を図っているか」の三つの項目は審査が重複する部分があるのではないか。

所管課：三つの項目は連動していると認識している。

委員：市の観光施策に関連した事業については、仕様書に記載されていないため提案のしようがないのではないか。こういった視点で審査されるのか応募者がわかるように仕様書等を作成していただきたい。

委員：市からの指定管理料は発生せず、施設の管理費用等については指定管理者の収入によって賄うという形態は変わらないのか。

所管課：現状でそういった実績があるため、次期指定管理者についても指定管理料の支払いが発生しない形をベースにご提案いただきたいと思いますと考えている。

委員：五風荘の設置目的は、食文化の発信が主なのか。

所管課：岸和田城周辺の歴史的環境を保全し、市民生活の潤いと憩いの場とすることが設置の目的であるが、施設の活用を図るためにも食文化の発信の拠点として位置付けることによって、多くの人に訪れていただきたいと考えている。ただし、食文化の発信以外にも施設の設置目的に合致したより効果的な事業の提案があった場合には、それらも総合的に判断して審査していただきたいと考えている。

委員：工の項目に配点が30点もあるのは高すぎると思うので改善されたい。

委員：食文化の発信には難しい部分もあると思うが、仕様書に記載の食文化とは岸和田の食文化を指すのか。

所管課：地産地消の食材をはじめとして、岸和田特有の食文化を発信する提案があればより良いと考えている。

委員：仕様書と審査基準の関連性がわかりにくいため、審査基準に仕様書のどの部分を参照すればよいのか把握できるような記載欄を加えてはどうか。

委員：それでは以下の点について再考、改善されたい。

【仕様書に係る指摘事項】

- ・適正な労務管理に関する記載について
- ・指定管理業務と自主事業の区別について
- ・市の観光施策に関連した事業の記載について

【審査基準に係る指摘事項】

- ・項目イ-①、イ-②、エ-①の評価の視点の棲み分けについて
- ・項目工の配点について
- ・審査の視点の文言について
- ・仕様書との対応関係の記載について

【その他の指摘事項】

- ・応募者が提出する事業実施計画書の書式について
- ・指定管理期間中に指定管理者が提出する事業計画書の形式について
- ・市と指定管理者のリスク分担について

4. その他（事務局）

前回の審査委員会で指摘を受けた点について事務局から以下のように回答

【指摘事項：浪切ホール】

監査員は、南海ビルサービス株式会社と株式会社テレビ岸和田の双方から出して、連名になるのではないかと。

【回答】

南海ビルサービス株式会社と株式会社テレビ岸和田の間でグループ協定書を締結しており、その中で監査については代表団体が実施することを規定しているため、代表団体である南海ビルサービス株式会社が監査を実施する。

【指摘事項：浪切ホール】

文化振興計画と実際の事業の関連性について明確にされたい。

【回答】

事業実施に当たって、担当課と指定管理者の間で文化振興計画と実施事業の内容の突き合わせを行いながら事業を実施している。事業報告書の形式についても、文化振興計画と実施事

業の関連性がわかるような形式に改める。

【指摘事項：総合体育館】

岸和田市公園緑化協会とミスノグループの職員従事割合表の人件費の額が誤っている。

【回答】

岸和田市公園緑化協会のみ数字を記載してしまっていた。ミスノグループの職員を加えた従事割合表を添付する。

【指摘事項：都市公園・児童遊園・中央公園】

修繕費について指定管理者が負担する範囲については、どこに規定しているのか。

【回答】

基本協定書で規定している。1件50万円未満の修繕費を指定管理者が負担するものとし、都市公園は年間975万円まで、児童遊園は年間325万円まで、中央公園は年間200万円までを指定管理者の負担とし、それらを超える場合は市と指定管理者が協議の上実施するものとして定めている。

【指摘事項：岸和田城・だんじり会館・市営駐車場】

負担補助及び交付金が指定管理料から支出されているのはいかなるものか。

【回答】

施設所管課と指定管理者で協議し、来年度以降に見直すことを検討している。

【その他指摘事項】

五風荘のシフト表について、厨房に従事する者の記載がなかったため改めて確認されたい。

以上

次回開催予定：平成30年3月28日（水）15：00から